十三　起動用ガス容器は、次のイからニまでに定めるところによること。

イ　全域放出方式の不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するものに限る。）には、起動用ガス容器を設けること。

［略］

ロ　［略］

ハ　［略］

ニ　［略］

十四　起動装置は、次のイ又はロに定めるところによること。

イ　二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備にあっては、次の(イ)及び(ロ)に定めるところによること。

(イ)　手動式とすること。ただし、常時人のいない防火対象物その他手動式によることが不適当な場所に設けるものにあっては、自動式とすることができる。

(ロ)　全域放出方式のものには、消火剤の放射を停止する旨の信号を制御盤へ発信するための緊急停止装置を設けること。

［ロ　略］

［十五　略］

十六　自動式の起動装置は、次のイからニまでに定めるところによること。

イ　起動装置は、次の(イ)及び(ロ)に定めるところによること。

(イ)　自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動するものであること。

(ロ)　全域放出方式の不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するものに限る。）に設ける起動装置は、二以上の火災信号により起動するものであること。

［ロ～ニ　略］

十七　音響警報装置は、次のイからニまでに定めるところによること。

［イ・ロ　略］

ハ　全域放出方式の不活性ガス消火設備に設ける音響警報装置は、音声による警報装置とすること。ただし、常時人のいない防火対象物（二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備のうち、自動式の起動装置を設けたものを設置したものを除く。）にあっては、この限りでない。

［ニ　略］

［十八　略］

十九　全域放出方式の不活性ガス消火設備には、次のイ又はロに定めるところにより保安のための措置を講じること。

イ　二酸化炭素を放射するものにあっては、次の(イ)から(ホ)までに定めるところによること。

［(イ)・(ロ)　略］

(ハ)　集合管（集合管に選択弁を設ける場合にあっては、貯蔵容器と選択弁の間に限る。）又は操作管（起動用ガス容器と貯蔵容器の間に限る。）に消防庁長官が定める基準に適合する閉止弁を設けること。

［略］

(ホ)　二酸化炭素を貯蔵する貯蔵容器を設ける場所及び防護区画の出入口等の見やすい箇所に、次の(1)及び(2)に定める事項並びに日本産業規格Ａ八三一二（二〇二一）の図Ａ.１（一辺の長さが〇・三メートル以上のものに限る。）を表示した標識を設けること。

(1)　二酸化炭素が人体に危害を及ぼすおそれがあること。

十三　起動用ガス容器は、次のイからハまでに定めるところによること。

［新設］

イ　［同上］

ロ　［同上］

ハ　［同上］

十四　起動装置は、次のイ又はロに定めるところによること。

イ　二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備にあつては、手動式とすること。ただし、常時人のいない防火対象物その他手動式によることが不適当な場所に設けるものにあつては、自動式とすることができる。

［新設］

［ロ　同上］

［十五　同上］

十六　［同上］

イ　起動装置は、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動するものであること。

［新設］

［ロ～ニ　同上］

十七　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　全域放出方式のものに設ける音響警報装置は、音声による警報装置とすること。ただし、常時人のいない防火対象物にあつては、この限りでない。

［ニ　同上］

［十八　同上］

十九　全域放出方式のものには、次のイ又はロに定めるところにより保安のための措置を講じること。

イ　二酸化炭素を放射するものにあつては、次の(イ)から(ハ)までに定めるところによること。

［(イ)・(ロ)　同上］

［新設］

(ハ)　［同上］

［新設］